

新設分割に係る事後開示書面

株式会社マミーマートホールディングス
株式会社マミーマート

2025年10月 1 日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに
会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

埼玉県東松山市本町二丁目 2 番47号
株式会社マミーマートホールディングス
代表取締役社長 岩崎 裕文

埼玉県東松山市本町二丁目 2 番47号
株式会社マミーマート
代表取締役社長 岩崎 裕文

株式会社マミーマートホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2024年11月12日付新設分割計画書に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社のスーパーマーケット事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社マミーマート（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づき、下記の事項を本書面により開示します

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2025年10月 1 日

2. 当社における法定手続の経過

- (1) 新設分割をやめることの請求手続（会社法施行規則第209条第2号）

会社法第805条の2の規定に従い当社に対して本件分割をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

本件分割に際して、会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2024年12月25日から定款の定めに従い電子公告を行いました。所定の期間内に同条第1項に基づく株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続 (会社法施行規則第209条第3号)

当社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法808条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続 (会社法施行規則第 209 条第 3 号)

本件分割に係る債務の承継は、重畳的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、会社法第810条第2項及び第3項の規定による手続は行っておりません。

3. 新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第209条第4号)

新設会社は、2025年10月1日をもって、当社より新設分割計画に記載された事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 209 条第 5 号)

該当事項はありません

以 上